

時局日誌

(六十五)

Y

H

生

一月十六日

民族研究所官制(勅令第二〇號)公布

陸軍徵募區及検査區昭和七年陸軍省令第二二號中改正(陸軍省令第二號)公布

大本營發表 一月五日以降同十一日迄

における帝國海軍航空部隊の戦果左の如し。

一、ソロモン群島方面航空戦撃撃破せる

敵機二十一機

我が方の自爆及び未歸還機三機

二、ニューギニヤ方面航空戦撃撃破せる

敵機二十一機

我が方の自爆及び未歸還機六機

鐵道監 大谷 泰徳

任陸軍司政長官

第一次ソロモン海戦より今日までのソロモン群島、ニューギニヤ、ニューブリテン方面の航空戦の綜合戦果は撃破敵機總計千五十八機、これに對してわが方の損害は二百十九機である表示すれば次の如し。

ソロモン群島方面

敵に與へた損害

第一次ソロモン海戦

南太平洋海戦

第三次ソロモン海戦

十數機撃破

鐵道官 中村 豊四郎

ガダルカナル上空の空中戦

五百八十四機

計 九百十五機

我が方自爆又は未歸還

ニューギニヤ方面

敵の損害

我が方損害

ニューブリテン方面

敵の損害

我が方損害

總計千五十八機對二百十九機であり撃破した敵機中機種の判明せるものは五百機であるがその中三百機はグラマン戦闘機であるグラマン戦闘機の敵機中に占

九十六機

二十機

四十七機

二機

七三

める割合は五割から六割を占め、またB一七が四十四機あることから敵航空反攻戦の中心がグラマン戦闘機及びボーイングB一七を中心とする爆撃機群にあることが推定せられる。

北支軍發表表左の如し。

北支軍十二月中の綜合戦果

交戦回数	千四百五十九
交戦敵兵力(延數)	二十萬四千九百八
敵遺棄死體	八千五百六十三
俘虜	七千七百七十三
主なる鹵獲品	山砲一、迫撃砲五十七、重機四、輕機六十、小銃五千二百三十三
北支軍の昨年初頭より十二月末迄の戦果を綜合すれば左の如し。	
交戦回数	一萬七千四百十九
交戦敵兵力(延數)	二百三十四萬二千八百五十五
敵遺棄屍	十四萬二千六
俘虜	十萬四千五百六十三
主なる鹵獲品	山砲十、迫撃砲六百八十

重機百九十二、輕機千五百四十三、小銃八萬七千九百九十九、歸順件數(十二月の中の一部を含まず)二千四百七十四件、歸順人員六萬九千五百二十二

製造煙草定價左ノ通改正ス(大藏省告示 第二一號)
昭和十八年一月十七日
大藏大臣 賀 屋 興 宣

專賣局製造煙草

一月十七日

種 類	名 稱	包裝區分	定 價
口付紙卷煙草	敷 朝 日 島	二十本	六五
同	朝 日	同	四五
同	響	同	二五
同	椿	同	二五
兩切紙卷煙草	扶 桑	十 本	一・二〇
同	櫻	同	四五
同	光	同	三〇
同	鸚 翼	二十本	五〇
同	同	十 本	二五
同	曉	二十本	三〇
同	金 鷄	十 本	一五
刻 煙 草	白 梅	三十瓦	一・〇〇
同	あ や め	同	五〇
同	み の り	同	三〇

種類	製造所	名稱	包裝區分	定價
同	は	富貴煙	同	二〇
同	富貴	煙	百五十瓦	五〇
パイプ煙草	桃山		百五十瓦	五・五〇
同	同		五十瓦	二・七五
葉卷煙草	グロリア		二十五本	一二五・〇〇
同	オリエンタレス		同	五〇〇・〇〇
同	同		五本	一〇〇・〇〇
同	ロンドレス		二十五本	二〇〇・〇〇
同	同		五本	四〇・〇〇
同	同		同	二・三〇

移入製造煙草

種類	製造所	名稱	包裝區分	定價
葉卷煙草	臺灣總督府專賣局	ダイト	十本	四・六〇

煙草賣捌規則第十二條ノ割引歩合及同規則第一條第三項ノ價格左ノ通定ム

(大藏省告示第二十二號)

昭和十六年十一月十一日 大藏省告示第四百八十七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年一月十七日

- 一 煙草賣捌規則第十二條ノ割引歩合 定價ノ百分ノ五
- 二 煙草賣捌規則第一條第三項ノ價格 定價ノ百分ノ九十五

〔參照〕

昭和十六年十一月十一日 大藏省告示第四百八十七號ハ本號ト同伴ナリ

第四回大東亞戰爭死歿者論功行賞(陸軍第三回)および第六十一回支那事變死歿者論功行賞(陸軍第四十四回)は十七日賞勳局ならびに陸軍省から左の如く發表された、今回優渥なる行賞の恩命に浴したものは、大東亞戰爭開始以來南方戰線にあるひは支那、滿洲方面に活躍し赫々たる武功を殘して遂に護國の人柱となつた勇士が大部分で、一部支那事變第二次期間(昭和十五年四月二十九日より大東亞戰勃發まで)に支那大陸に奮戰、陣歿した勇士が含まれ、うち不朽の武功により金鵝勳章授賜の光榮に浴したものは特旨功一級の塚田攻大將以下三千五百七十二名である。内武功拔群殊勳甲として優賞せられたるは塚田大將始め九十七名である。

海軍省公表 昭和十七年一月十八日ダバオ灣にて勇戰奮闘せる山田海軍飛行兵

曹長の指揮せし水上偵察機に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ右の旨上聞に達せられたり。

日本航空部隊は大編隊をもつて十七日午後二ニイギニヤ島東部のミルンベールに來襲軍事施設に爆撃を加へた。

一月十八日

纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項ノ規定ニ依ル纖維製品及其點數指定昭和十七年一月告示第五〇號改正(商工省告示第二八號)公布

情報局發表 政府は大東亞戦争の現段階に對應し戦力の増強就中重要軍需物資の飛躍の生産擴充を期せんが爲、曩に決定したる「許可認可等臨時措置法案」の外「戦時行政特例法案」を今期議會に提出することとした、尙これと併行し「戦時行政職權特例(勅令)の御制定を仰ぎ不日之が公布を見ることとなつた。

支那事變生存者第十七回及び死没者第廿九回の論功行賞(海軍側)が賞勳局並

に海軍省から發表された、皇恩浴き死没者行賞の恩命に浴したものは昭和十二年七月八日以降同十五年四月廿九日迄の間に支那事變に於て殉職、公務傷病死等により護國の英靈と化した四十四名の勇士である。

一月十九日

大藏省勤勞者表彰規程(大藏省訓令第二號)幣帛供進使、神官、神職又ハ神道教師制服及裝束最高販賣價格指定昭和十七年五月告示第五一四號中改正(商工省告示第三一號)法衣袈裟及佛殿莊嚴品等最高販賣價格指定昭和十七年五月告示(第五一五號中改正(商工省告示第三二號)公布

大本營發表 帝國陸軍航空部隊は一月十六日雲南驛飛行場一月十七日「フエンニイ」及び「チッタゴン」兩飛行場を攻撃せり戦果左の如し。

機

二、炎上せしめたる敵軍事施設「フエンニイ」五箇所「チッタゴン」四箇所
三、我方の損害 未だ歸還せざるもの一機

最近の武漢周邊地區における戦況左の通り。

◇仙桃鎮方面 九日午後五時頃幹湖嘴に潜入の敵第二百二十八師百五十を急襲覆滅した、遺棄死體五十、俘虜二

◇當陽方面 揚子江北岸江口鄭家良匪九十を一月九日朝急襲して東北方に潰走せしめた。俘虜十一、また十日當陽東岸の官場附近に蠢動の新四軍百に痛撃を與へて遺棄死體五の戦果を収めた

◇荆門方面 山本部隊は一月八日午後一時子陵舖西北地區で百二十八師の約三十を殲滅した、鄂城、大冶西方の鐵山舖南方地區に新四軍四百が侵入、蠢動を開始せんとしたのに對し八日午前十一時半これを急襲して大打撃を加へた

◇ 瀋江方面 一月八日拂曉瀋江東方の珠

磯寺に侵入し來つた十二師約百を急襲

して東方に潰走せしめた、遺棄死體八

◇ 宜昌方面 一月十一日夜宜昌西方華福

山に約三百の敵が二回にわたつて出撃

し來つたがこれを邀撃して殲滅的打撃

を與へた遺棄死體十一

一月二十日

行政官廳職權委讓令勅令(第二六號)中

等學校令(勅令第三六號)實業學校令ヲ

中等學校令ニ改ム(勅令第三七號)高等

學校令中改正(勅令第三八號)專門學校

令中改正(勅令三九號)大學令中改正(勅

令第四〇號)算盤及算盤珠最高販賣價格

指定(商工省告示第一二三號)公布

情報局發表 本年一月二十日獨逸國總

統大本營において大島駐獨大使及びリッペ

ントロップ獨外相は經濟協力に關する日

本國ドイツ國間協定に署名調印せり、又

同日ローマにおいて加瀨駐伊代理大使お

よびチアノ伊外相は經濟協力に關する日

本國イタリア國間協定に署名調印せり。

一月二十一日

經濟協力ニ關スル日本國「ドイツ」國

間協定(條約第三號)經濟協力ニ關スル

日本國「イタリア」國間協定(條約第四

號)行政官廳職權委讓令施行規則商工省

令(第三號)公布

英國海軍省はモロッコ方面の上陸作戰

で空母アヴェンジャー號が雷撃を受け撃

沈された際乗組員六十八名、その他合計

五百七名が戦死した旨廿一日夜發表した

かねて日獨、日伊間に併行的に交渉中

であつた「經濟協力に關する」「日本國獨

逸國間」及「日本國伊太利國間」の協定

はこの程彼我完全なる意見の一致を見た

ので帝國政府は去る一月十日頃より正式

の國內手續に入り十九日の樞密院本會議

に御諮詢の議を経て廿日の繰下閣議に於

て正式決定を見た、依つて日獨協定はベ

ルリンに於て大島大使及びリッペントロ

ップ外相に依り、また日伊協定はローマ

に於て加瀨代理大使及びチアノ外相に依

り二十日午後七時(中欧時間二十日午前

十一時)夫々署名調印を了したる右協定

に基く日獨間の「貿易」「技術協力」「支

拂」に關する三取極も二十日午後十時我

が外相官邸に於て谷外相並にオット大使

ウオルタート經濟使節團長に依り署名を

了したので二十一日午前十一時情報局か

ら左の如く右協定全文が發表され、また

日伊間の細目取極も目下兩國間に交渉中

なる旨同様發表された。

獨軍司令部發表

一、樞軸空軍はアルジェー港を強襲軍事

施設を爆碎したほか輸送船二隻一萬八

千トンを撃沈、ほか九隻に重大損傷を

與へた。

一、獨潜水艦隊はアルジェー西方水域で

六千トン級商船一隻を撃沈他一隻に

魚雷を命中せしめたがその沈没は確認

されない。

伊軍司令部發表 伊雷撃機隊は西地中

海において七千トン級商船三隻二萬一千
トン撃沈、他の一隻は大損傷を與へた。

二月二十二日

北海道産ノ小豆類、菜豆類及豌豆並ニ府
縣産小豆最高販賣價格指定昭和十七年三
月告示第一〇四號中改正（農林省告示第
二三號）公布

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は一月十五日ソロ
モン群島方面の航空戰に於て敵機十六
機を撃墜せり、わが方未歸還三機

二、帝國海軍航空部隊は一月十七日ニュ
ーギニアの敵航空基地ラビを攻撃し左
の戦果を収めたり。

(一)飛行機撃破十二機（内大型六機）撃
墜一機

(二)軍事施設爆破炎上十數箇所、なほ本
攻撃に於けるわが方被害なし。

二月二十三日

酒稅法施行規則中改正（勅令第四一號）
帝國特命全權大使がフランス國代表者ト

交渉シタル日本國佛領印度支那間決濟ノ
様式ニ關スル公文（條約第五號）行政官

廳職權委讓令第一四條第一項第六號及第
七號ノ施行ニ關スル件（内務鐵道省令第

一號）鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官
廳職權委讓令施行規則（鐵道省令第一號）

大東亞省留學生規程（大東亞省令第五號）
防火用水桶及防火用水樽最高販賣價格指

定（商工省告示第四〇號）公布
イタリア海軍は一九四〇年六月の參戰

以來、一九四二年十二月まで三十箇月間
に反樞軸軍艦艇および商船三百二十二隻

を撃沈した、内譯次の通り。

一、艦艇 △戰艦四隻△巡洋艦十三隻△
雷擊艇三十二隻△潜水艦八十隻△その

他三隻△計百三十二隻
一、商船及び油槽船 百九十隻計百三十

萬トン
二月二十五日
行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六

號及第七號ノ施行ニ關スル件第三條第三

號ノ工事指定（内務鐵道省告示第一號）

帶地類最高販賣價格指定昭和十六年六月
告示（第五四六號）天鷲絨類最高販賣價

格指定昭和十六年十月告示第九八〇號、
指定生産絹織物最高販賣價格指定昭和十

七年八月告示第八五七號絹織物最高販賣
價格指定昭和十七年八月告示第八八一號中

改正（商工省告示第四二號）更生絲織物
販賣價格指定昭和十六年五月告示第四三

六號中改正（商工省告示第四五號）毛織
物販賣價格指定昭和十五年十二月告示第

七七九號中改正（商工省告示第四六號）
毛紡式ステールフアイバー織物（梳織

織物）販賣價格指定昭和十五年十一月告
示第七三四號中改正（商工省告示第四七

號）特殊纖維織物最高販賣價格指定昭和
十七年六月告示第六五九號中改正（商工

省告示第四八號）絹梳毛織物最高販賣價
格指定昭和十七年八月告示第八五六號中

改正（商工省告示第四九號）公布
大本營發表 大島島所在部隊は二十三

日夜間ミッドウエー島方面より來襲せる敵B17十數機と交戦、その四機を撃墜し六機に損害を與へ之を撃退せり、我が方戦死一名、戦傷四名、小火災四ヶ所、その他損害なし

大東亞省當局談 日本國、印度支那間關稅制度、貿易およびその支拂の様式に關する日佛協定に基く日佛印貿易の本年度實行取極に關する交渉は、昨年末よりサイゴンにおいて開始せられたるが、このほど佛印の米および玉蜀黍の對日供給に關する問題につき意見一致をみ、一月二十五日サイゴンにおいて栗山事務總長とドクレー總督との間に實行取極に署名せり。

一月二十六日
海軍聯合航空隊令中改正(軍令海第一號)公布

開戦以來樞軸側潜水艦に撃沈された米國商船の數は米當局の公表によれば合計六百一隻に達したわけである内譯は米國

沿岸百九十八隻カリブ海百七十八隻メキシコ灣四十六隻南大西洋百十一隻で殘りはその他の水域で撃沈されたものである。

一月二十七日
甘藷及馬鈴薯最高販賣價格指定昭和十七年七月告示第四八九號中改正(農林省告示第二七號)公布

獨軍司令部は二十七日夜特別發表をもつて地中海および北氷洋で作戦中の獨潜水艦が敵護送船團を攻撃し敵船六隻(二萬八千トン)を撃沈した、さらに大西洋では極めて猛烈な暴風にもかゝらず敵船十隻(七萬五千トン)を撃沈したと發表した。

一月二十八日
澱粉販賣價格指定昭和十五年十二月告示第六七〇號中改正(農林省告示第三〇號) 乳酸及乳酸エチル最高販賣價格指定(商工省告示第六一號)公布

一月三十日

科學計測研究所官制(勅令第五四號) 彈性工學研究所官制(勅令第五五號) 超短波研究所官制(勅令第五六號) 觸媒研究所官制(勅令第五七號) 航空醫學研究所官制(勅令第五八號) 溫度計及浮科最高販賣價格指定昭和十七年十二月告示第一三三四號中改正(商工省告示第七〇號)公布

海軍省公表 昭和十七年一月三十一日 「アンポイナ」島に強行上陸を敢行、同島を攻略せる吳鎮守府第〇〇特別陸戰隊「アンボン」攻略隊に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ、右の旨上聞に達せられたり。

ナチス黨政權獲得十周年記念日を迎へた三十日、ベルリンでは正午からゲーリング國家元帥がまづ國防軍に告げる演説を行ひ、ついでゲツペルス宣傳相が午後四時よりナチスの古戰場たるシュポルトパラストで記念大會を主催し、同席上宣傳相はヒットラー總統が職務遂行のためベルリンに歸還し得ない事情を述べた

上、自ら演説を行つて國民に懇へたが、終つてのち總統が大本書で執筆した「國民に告げる布告」を代讀した、ヒツトラ「總統は同布告中、ナチス黨過去十箇年の偉大なる業績も今獨國民が直面してゐる任務に比較すれば物の數ではないとて獨國民が「我が民族の存立か破滅か」を決定する今次戦争の意義を十分に把握すべきことを説き、特にボルシエヴィズムとの闘争が如何に重大であることを強調して最後の勝利に向つて獨國民の全努力が傾注されるべきことを力説した。

二月一日

肉類最高販賣價格指定昭和十六年十月告示第七八二號中改正（農林省告示第三六號）公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は一月二十九日ソロモン群島レンネル島東方に有力なる敵艦隊を發見、直に進發、悪天候を衝きて之を同島北方海面に捕捉し、全力を擧げ薄暮奇襲を敢行敵兵力に大打

撃を與へたり、敵は我が猛攻を受くるや倉皇として反轉南東方に遁走せんとせしが翌三十日更に我が海軍航空部隊は晝間強襲を執行し之に大損害を與へ敵の反撃企圖を破潰せり。
本日迄に判明せる戦果及び我が方の損害左の如し。

戦果

敵艦

敵艦船別撃沈破數

二隻撃沈

戰艦	六	擊沈		擊破	
空母	四		四		
巡洋艦	三		四		
驅逐艦	二		一	五	六
潜水艦	九		一		
掃海艇	一			一	
艦型未詳	〇		三		
計	七五		三四		
輸送船	一七		六		
總計	九二		四〇		
飛行機		擊墜破	九一〇以上		

巡洋艦 三隻撃沈
戰艦 一隻中破
巡洋艦 一隻中破
戰艦 三機撃墜
損害 自爆七機、未歸還三機

〔註〕 本海戦をレンネル島沖海戦と呼稱す。

第一次ソロモン海戦以後レンネル島沖海戦に至るまでのソロモン方面綜合戦果

わが方損害

沈沒 一中破
大中破 一

自爆及未歸還 一七
大中破 一二四
一二九

海軍省發表

第十一聯合航空隊司令官

海軍中將 戸塚道太郎

補海軍練習聯合航空隊司令官兼第十一聯合航空隊司令官

二月二日

杭木用材及バルブ用材販賣價格指定（農林省告示第三七號）公布

二月四日

穀類販賣價格指定昭和十五年九月告示第五四〇號中改正（農林省告示第四〇號）

糯米小賣最高販賣價格指定昭和十七年十二月告示第八一五號中改正（農林省告示第四一號）

焙接棒最高販賣價格並ニ最高加工賃指定昭和十七年六月告示第六四〇號中改正（商工省告示第八九號）公布

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は二月一日ソロモン群島イサベル島南方に機動中の敵海上部隊を捕捉攻撃し又ニューギョージ

時局日誌

ヤ島方面に於て挑戦し來れる有力なる敵航空機群と交戦之に多大の損害を與へたり、戦果及我方の損害左の如し。

戦果

巡洋艦 一隻

巡洋艦 一隻

飛行機三十三機撃墜（内大型爆撃機四機）

我方の損害

自爆及未歸還 十機

二、帝國海軍潜水艦は一月二十三日及同三十一日フェニックス諸島カントン島の敵軍事施設及在泊艦に砲撃を加へたり。

二月五日

天皇ノ御服ニ關スル件（皇室令第一號）三桎楮及雁皮最高販賣價格指定昭和十六年三月告示第一七〇號中改正（農林省告示第四二號）公布

二月五日

昨年九月以來わが支那方面航空部隊が在支敵空軍に與へた損害は昨年未までに確實六十三機、不確實六機、本年度にお

いて更に確實十五機、總計八十四機に上り、敵必死の増強企圖を粉碎し去つた。

二月六日

規格絹織物小幅無地染地最高販賣價格指定昭和十七年十二月告示第一二八〇號中改正（商工省告示第九九號）

二月九日

大本營發表

一、南太平洋方面帝國陸海軍部隊は昨年夏以來有力なる一部をして遠く挺進せしめ、敵の強靱なる反攻を牽制破碎しつゝ其の掩護下にニューギニア島及ソロモン群島の各要線に戰略的根據を設定中の處既に概ね之を完了し茲に新作戰遂行の基礎を確立せり。

二、右掩護部隊としてニューギニア島のブナ附近に挺進せる部隊は募兵克く敵の執拗なる反撃を撃攘しつゝありしが其の任務を終了せしに依り一月下旬陣地を撤し他に轉進せしめられたり。同じく掩護部隊としてソロモン群島の方

日本港運業會定款（逋信省告示第一一五號）公布

大本營發表 其後の詳報に依れば帝國海軍部隊は二月一日以降同七日迄に「イサベル」島南東方に於て左の戦果を収めたること判明せり。

巡洋艦 一隻轟沈
巡洋艦 一隻擊沈
驅逐艦 一隻擊沈
魚雷艇 十隻擊沈
飛行機 八十六機擊墜

〔註〕本海戦を「イサベル」島沖海戦と呼稱す。
比島掃蕩戦において一月中にあげた戦果は左の通りである。
一、敵遺棄死體八百八
二、俘虜八百四十四
三、投降歸順者四千四百九十四
四、主要鹵獲品
迫撃砲四門、重輕機九挺、小銃二千百九十一挺、各種彈藥約八萬七千發、自動車三十八臺

三、現在までに判明せる戦果及我が軍の損害は既に發表せるものを除き左の如し。
（一）敵に與へたる損害
人員 二五、〇〇〇以上
飛行機 擊墜破 二三〇機以上
火砲 破壊 三〇門以上
戦車 破壊炎上 二五臺以上

敵艦船別擊沈破數
驅逐艦 一隻大破
驅逐艦 二隻中破
戰艦 六
空母 四
巡洋艦 三六
驅逐艦 二二

わが方損害
沈没 大中破 一
〇 一
一 一
七 六

（二）我方の損害
人員 戦死及戰病死 一六、七三四名
飛行機 自爆及未歸還 一三九機

二月十日

巡洋艦 三六
驅逐艦 二二

一五 六

潜水艦 九 一
 掃海艇 一 一
 雷艇 一 〇 〇
 艦型未詳 〇 三 三
 計 八八 三四 四〇
 輸送船 一七 六
 總計 一〇五 四〇

飛行機墜破 九九六機以上

二月十一日

畏き邊りでは支那事變および大東亞戰爭に赫々たる武勳を樹てた勇士ならびに英靈に對して行賞の御沙汰あらせられ、十一日紀元の佳節にあたり、第五十一回支那事變生存者行賞(陸軍第三十八回)第一回大東亞戰爭死者行賞(海軍第三回)として賞勳局、陸海軍兩省からそれらへ發表された。第五十一回支那事變生存者行賞の恩命に浴したものは滿洲國および蒙古政府文官ならびに事變地において軍務に關與せる華北交通株式會社および華北電信電話株式會社職員であり、海軍第

一回大東亞戰爭死者行賞は大東亞戰爭頭初より昨年七月までに、西太平洋印度洋、支那大陸等各戦線において勇戦奮闘し護國の華と散つた將兵の一部に對して行はれたものである。右のうち殊勳甲として優賞せられたのはバタビヤ沖海戦に參戦し、米大巡ヒューストンおよび濠中巡バースを撃沈するの偉功を樹てた崎山釋夫少將以下二十七名、西太平洋方面で名譽の戦死を遂げた軍屬三名は殊勳乙として金鷄勳章授賜の光榮に浴してゐる
 陸軍省發表 浙贛作戰に於て偉勳を樹てたる陸軍少尉相澤誠、同上林道に對し

彙に軍司令官より感狀を授與せられしが今般長くも上聞に達せられたり。
 大東亞戰爭下昭和十七年度支那派遣軍綜合戰果概要左の如し。
 交戦兵力 三八七、〇〇〇
 遺棄死體 二六、〇八五
 俘虜 二四、四〇八
 飛行機墜破 一〇九

三回大東亞戰爭死者行賞は大東亞戰爭頭初より昨年七月までに、西太平洋印度洋、支那大陸等各戦線において勇戦奮闘し護國の華と散つた將兵の一部に對して行はれたものである。右のうち殊勳甲として優賞せられたのはバタビヤ沖海戦に參戦し、米大巡ヒューストンおよび濠中巡バースを撃沈するの偉功を樹てた崎山釋夫少將以下二十七名、西太平洋方面で名譽の戦死を遂げた軍屬三名は殊勳乙として金鷄勳章授賜の光榮に浴してゐる
 陸軍省發表 浙贛作戰に於て偉勳を樹てたる陸軍少尉相澤誠、同上林道に對し

鹵獲品
 野山砲 一 同彈藥 七一七九
 重機關銃 五三 同彈藥 七五三、一〇六
 輕機關銃 二、七七一 同彈藥 五三、七七一
 迫撃砲 八二〇 同彈藥 四一、〇七七
 小銃 三六、三五七 同彈藥 一〇、九六三、〇三六
 拳銃 三三、一〇一 同彈藥 三九、一〇八
 手榴彈 七三、六七四
 わが方の損害 戦死 八、四〇〇
 情報局發表 日本國政府及「プアルガリア」國政府は現に兩國間に存在する友好及相互的信賴の關係を確認し、且一層之

を強固ならしめんことを欲し、又一方兩國の文化關係を増進せしめ、之に依り兩國國民の相互的理解を深からしむるの目的を以て條約締結方に付今般意見の一致を見、本十一日午後四時外務大臣官邸に於て谷外務大臣と在京「ベネフ」公使との間に友好及文化的協力に關する日本國「ブルガリア」國間條約の署名調印を了したり。

勤勞顯功章を内閣陸海厚生大藏各省大臣から授與される職場の殊勳者は陸軍省關係の八名、海軍省關係の七名、厚生省關係の六十二名、大藏省關係の二名内閣印刷局の一名の總勢八十名である。

二月十二日

大本營發表 帝國海軍潜水艦は一月中旬より二月上旬迄に濠洲東岸に於て敵船舶六隻、五萬四千噸を撃沈せり。

二月十三日

人造バター最高販賣價格指定（農林省告示第四七號）公布

大本營發表 帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日までにソロモン群島及びニューギニア島方面において收めたる未發表の戦果並びに我方の損害左の如し。

哨戒艇 一 一 二
計 七 六 一三
一、飛行機 自爆及未歸還 大破 計
二一五 一二四 三二九
三、船舶 沈没 大中破 計
五 五 一〇

一、艦艇 撃沈 撃破 計

帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日までにソロモン群島およびニューギニア島方面において收めたる綜合戦果ならびに我方の損害左の通りである。

驅逐艦 〇 三 三
潜水艦 四 四 八
魚雷艇 三 〇 三
哨戒艇 一 一 二
計 八 八 一六

一、艦艇 撃沈 撃破 計
戰艦 六 四 一〇
空母 四 四 八
巡洋艦 三六 六 四二
驅逐艦 二二 一八 四〇
潜水艦 一三 一五 二八
掃海艇 一 一 二
魚雷艇 一三 〇 一三
哨戒艇 三 一 四
艦型未詳 〇 三 三

二、飛行機 撃墜 撃破 計
二〇五 三二 二三七
三、船舶 撃沈 撃破 計
八 二 一〇

損害
一、艦艇 沈没 大中破 計
巡洋艦 〇 一 一
驅逐艦 三 〇 三
潜水艦 三 四 七

損害
一、艦艇 沈没 大中破 計

巡洋艦 三六 六 四二
驅逐艦 二二 一八 四〇
潜水艦 一三 一五 二八
掃海艇 一 一 二
魚雷艇 一三 〇 一三
哨戒艇 三 一 四
艦型未詳 〇 三 三

巡洋艦 〇 一 一
驅逐艦 三 〇 三
潜水艦 三 四 七

魚雷艇 一三 〇 一三
哨戒艇 三 一 四
艦型未詳 〇 三 三

計 九八 四二 一四〇

二、飛行機 擊墜 擊破 計

三、船舶 一、一五二 一五九 一、三一

一、艦艇 沈没 大中破 計

二、飛行機 自爆及 大破 計

三、船舶 沈没 大中破 計

計 一〇 一七 二七

二、飛行機 未歸還 一四五 六一一

三、船舶 沈没 大中破 計

計 一〇 一七 二七

二月十五日

行政事務簡素化具體化ノ爲ニスル重要事業法務管理令施行規則其ノ他ノ省令中改正(厚生省令第三號)バンドズボン吊及靴下品類販賣價格指定昭和十五年十二

月告示第八三七號中改(商工省告示第一一〇號)公布
海軍省公表 昭和十七年二月十九日ロ

ンボク海峡に於て敵巡洋艦、驅逐艦數隻と遭遇するや寡勢克く勇戦して驅逐艦四隻撃沈、巡洋艦二隻、驅逐艦一隻を撃破せる第〇〇驅逐艦に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ右の旨上聞に達せられたり。

米國海軍省は十四日の公報においてはソロモン群島方面に於て米空軍のうち四機が日本軍戦闘機のため撃墜され、更に二機が對空砲火のために撃墜されたと報道し、さらに十五日の公報においては米空軍のうち爆撃機二機、戦闘機六機が未歸還なる旨發表した。

二月十六日

陶商最高販賣價格指定(商工省告示第一一二號)公布

二月十七日

出版事業令(勅令第八二號)電線製造工

業原價計算準則(陸、海、大、商工省告示第一號)純白金線及純白金ロヂウム合金線最高販賣價格指定(商工省告示第一一三號)公布

中支派遣軍は十七日早朝までに判明した戦果は次のごとく發表した。
遺棄死體五百六十、捕虜八十、重機三輕機五、小銃百二十、地雷三百、舟艇四百五十、その他彈藥など多數

チユニジアの樞軸軍は十五日夜何らの抵抗なく完全にガフサに無血入城した。ファイド地區においてはなほ激戦展開中である。米軍の第二機械化部隊はほとんど全滅したものと見られ遺棄死體三千、交戦能力を失つたものは少くも八千乃至一萬と推算され、正に地獄圖を現出した

二月十八日

出版事業令施行規則(閣令内務文部省令第一號)牛乳輸送罐及搾乳罐最高販賣價格指定(農林省告示第五四號)公布
大本營發表

一、ソロモン群島方面

二月十日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により敵機六十四機撃墜一機撃破せり、この間我方の損害飛行機二機、軍事施設の損害輕微なり。

二、西南太平洋方面

二月一日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に地上部隊の砲火により敵機四機撃墜、五機撃破せり、この間我方損害なし。

三、アリューシャン方面

二月五日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により敵機五機撃墜、二機撃破せり、この間我方の損害なし
北支軍一月中の総合戦果は十八日次の通り發表された。

△交戦回数一、四一〇（蔣系軍三九八、共產軍一〇一二）△交戦敵兵力（延數）二〇二、六〇〇（蔣系軍九六、八〇〇、共

産軍一〇五、八〇〇）△敵遺棄死體六、九〇四（蔣系軍二、九三五共產軍三、九六九△捕虜五、四二八（蔣系軍二、三三〇、共產軍三、〇九六）△覆滅せる敵施設三〇△主なる鹵獲品歩兵砲一、迫撃砲二七、重機一、輕機三九、小銃四、三九五、自動小銃五一、拳銃四三九、その他各種彈藥多數

二月十九日

出版事業令第八條ノ規定ニ依リ出版事業令第六條ノ規定ニ依ル團體ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ指定（内閣内務省告示第一號）出版事業令第六條及出版事業令施行規則第十三條第一項ノ規定ニ依リ團體設立ノ件（内閣内務省告示第二號）出版事業令施行規則第十三條第二項ノ規定ニ依リ出版事業令第六條ノ規定ニ依ル團體ノ設立委員會ノ件（内閣内務省告示第三號）食用鮮魚介類最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第六四〇號中改正（農林省告示第五七號）公布

海軍省公表 昭和十七年二月廿日ソロ

モン群島東方海上において有力なる米機動部隊を發見捕捉し果敢なる反撃に依つて之を撃退せる伊藤海軍少佐指揮の第〇〇航空隊飛行機隊、坂井海軍中尉指揮の〇〇海軍航空隊飛行艇並に松江海軍飛行兵曹長指揮の水上偵察機に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ右の旨上聞に達せられたり。

獨宣傳相ゲツベルス氏は十八日午後ベルリンのシュポルツパラストにおいて諸閣僚、黨諸指導者、軍人、藝術家その他各方面からの代表者を前にして一場の演説を行つたが、ゲツベルス氏は先づ東部戦線におけるボルシェヴィキの危険に對するドイツの闘争に關し左の三點を強調した。

一、もし獨軍が東部に對けるボルシェヴィキの脅威を粉碎することが出来なかつたとすればドイツ並に全歐洲はボルシェヴィズムの奴隸と化するであらう
二、獨軍及び獨國民のみがドイツ同盟國

と相携へてこの脅威から歐洲を救ふ十分な力をもつてゐる。

三、危険の度は強い、われわれは早急に且つ徹底的に行動しなければならぬ。さうでなければ時期すでに遅しの憾みなしとしないからである。

二月二十日

燒竹輪最高販賣價格指定（農林省告示第六一號）公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は二月十七日ソロモン群島サン・クリストバル島東方に於て敵輸送船團を攻撃し驅逐艦二隻及大型輸送船一隻を撃沈せり、この間我方三機を失へり。

任海軍行政長官

鶴友彦

情報局發表 政府は昨十九日都合により今期議會の休會を明二十一日より更に向ふ一週間延長方貴衆兩院に申入れたり大東亞戰爭の現段階に鑑み政府は特に生産増強の根本要件たる勞務の充實發揚の緊要性を認め、國民勤勞總力を最高度

時局日誌

に發揮する方策を練つてゐたが、二十日の閣議において「生産増強・勤勞緊急對策」ならびに「勤勞青少年輔導緊急對策」の二要綱を決定、國民皆働體制の整備強

化と皇國勤勞觀の徹底的具現を「心眼」とする勞務動員、配置、給與、管理の全般にわたり刷新強化を斷行、現下の勤勞諸情勢に即し緊急實施することになつた。

◎大政翼賛會豫算

一、大政翼賛會及其傘下諸團體の昭和十八年度の豫算は左の如くである。	國民生活運動費	5,000,000
二、調査費	1,000,000	
三、興業費	1,000,000	
四、支給費	1,000,000	
五、事務費	1,000,000	
六、指導費	1,000,000	
七、地方協議會費	1,000,000	
八、地方協議會補助費	1,000,000	
九、地方協議會補助費	1,000,000	
十、地方協議會補助費	1,000,000	
十一、地方協議會補助費	1,000,000	
十二、地方協議會補助費	1,000,000	
十三、地方協議會補助費	1,000,000	
十四、地方協議會補助費	1,000,000	
十五、地方協議會補助費	1,000,000	
十六、地方協議會補助費	1,000,000	
十七、地方協議會補助費	1,000,000	
十八、地方協議會補助費	1,000,000	
十九、地方協議會補助費	1,000,000	
二十、地方協議會補助費	1,000,000	
二十一、地方協議會補助費	1,000,000	
二十二、地方協議會補助費	1,000,000	
二十三、地方協議會補助費	1,000,000	
二十四、地方協議會補助費	1,000,000	
二十五、地方協議會補助費	1,000,000	
二十六、地方協議會補助費	1,000,000	
二十七、地方協議會補助費	1,000,000	
二十八、地方協議會補助費	1,000,000	
二十九、地方協議會補助費	1,000,000	
三十、地方協議會補助費	1,000,000	
三十一、地方協議會補助費	1,000,000	
三十二、地方協議會補助費	1,000,000	
三十三、地方協議會補助費	1,000,000	
三十四、地方協議會補助費	1,000,000	
三十五、地方協議會補助費	1,000,000	
三十六、地方協議會補助費	1,000,000	
三十七、地方協議會補助費	1,000,000	
三十八、地方協議會補助費	1,000,000	
三十九、地方協議會補助費	1,000,000	
四十、地方協議會補助費	1,000,000	
四十一、地方協議會補助費	1,000,000	
四十二、地方協議會補助費	1,000,000	
四十三、地方協議會補助費	1,000,000	
四十四、地方協議會補助費	1,000,000	
四十五、地方協議會補助費	1,000,000	
四十六、地方協議會補助費	1,000,000	
四十七、地方協議會補助費	1,000,000	
四十八、地方協議會補助費	1,000,000	
四十九、地方協議會補助費	1,000,000	
五十、地方協議會補助費	1,000,000	
五十一、地方協議會補助費	1,000,000	
五十二、地方協議會補助費	1,000,000	
五十三、地方協議會補助費	1,000,000	
五十四、地方協議會補助費	1,000,000	
五十五、地方協議會補助費	1,000,000	
五十六、地方協議會補助費	1,000,000	
五十七、地方協議會補助費	1,000,000	
五十八、地方協議會補助費	1,000,000	
五十九、地方協議會補助費	1,000,000	
六十、地方協議會補助費	1,000,000	
六十一、地方協議會補助費	1,000,000	
六十二、地方協議會補助費	1,000,000	
六十三、地方協議會補助費	1,000,000	
六十四、地方協議會補助費	1,000,000	
六十五、地方協議會補助費	1,000,000	
六十六、地方協議會補助費	1,000,000	
六十七、地方協議會補助費	1,000,000	
六十八、地方協議會補助費	1,000,000	
六十九、地方協議會補助費	1,000,000	
七十、地方協議會補助費	1,000,000	
七十一、地方協議會補助費	1,000,000	
七十二、地方協議會補助費	1,000,000	
七十三、地方協議會補助費	1,000,000	
七十四、地方協議會補助費	1,000,000	
七十五、地方協議會補助費	1,000,000	
七十六、地方協議會補助費	1,000,000	
七十七、地方協議會補助費	1,000,000	
七十八、地方協議會補助費	1,000,000	
七十九、地方協議會補助費	1,000,000	
八十、地方協議會補助費	1,000,000	
八十一、地方協議會補助費	1,000,000	
八十二、地方協議會補助費	1,000,000	
八十三、地方協議會補助費	1,000,000	
八十四、地方協議會補助費	1,000,000	
八十五、地方協議會補助費	1,000,000	
八十六、地方協議會補助費	1,000,000	
八十七、地方協議會補助費	1,000,000	
八十八、地方協議會補助費	1,000,000	
八十九、地方協議會補助費	1,000,000	
九十、地方協議會補助費	1,000,000	
九十一、地方協議會補助費	1,000,000	
九十二、地方協議會補助費	1,000,000	
九十三、地方協議會補助費	1,000,000	
九十四、地方協議會補助費	1,000,000	
九十五、地方協議會補助費	1,000,000	
九十六、地方協議會補助費	1,000,000	
九十七、地方協議會補助費	1,000,000	
九十八、地方協議會補助費	1,000,000	
九十九、地方協議會補助費	1,000,000	
一百、地方協議會補助費	1,000,000	
計	100,000,000	

八七